

令和2年度水質測定計画基本方針(案)の概要

1. 目的

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視し、環境基準の達成状況を把握するため、水質測定計画を策定する。

(根拠法令:水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)第15条、第16条)

2. 測定地点の選定

● 公共用水域

(1)環境基準点 生活環境項目の類型当てはめ水域において、環境基準の維持達成状況を把握するための地点。原則1水域あたり1地点。合計65地点を選定。

(2)その他の地点 環境基準点を補完する地点とそれ以外の地点、合計56地点を選定。

(3)水系別測定地点数

水系	環境基準設定		環境基準点数	補助地点数	その他の地点数	地点数合計
	河川数	水域数				
大和川	14	21	21	20	10	51
紀の川	3	5	5	3	10	18
淀川	22	28	28	7	3	38
新宮川	4	10	11	0	3	14
計	43	64	65	30	26	121

(4)調査機関

原則、管理主体が行う。(国土交通省、水資源機構、奈良県、奈良市)

● 地下水

(1)概況調査

県内をメッシュに区分し、その中に原則1メッシュ1地点を選定。(全238メッシュ)

大和平野及び五條市 1辺2km、他の地域 1辺10km

上記選定地点約200地点(内奈良市33地点)で調査を実施する。

(2)継続監視調査

過去3年の調査で基準超過した6地点について超過項目を測定する。ただし、概況調査として実施のものは除く。

●鉛、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

香芝市1

●ひ素

河合町1

●硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

橿原市1、桜井市1、五條市1

●ほう素

御所市1

3. 調査項目及び測定回数

● 公共用水域

(1) 生活環境項目(BOD等11項目)

大和川基準、紀の川基準Ⅰの基準点は年12回測定。

淀川基準、紀の川基準Ⅱ、新宮川基準の基準点及びその他の地点は年4回測定。

また、水生生物保全に係る項目については、類型指定区域の地点について年4～12回、その他の地点で年1～12回測定。

(2) 健康項目(カドミウム等27項目)

全環境基準点について年1回測定。

(3) 特殊項目(銅、クロム等6項目)

環境基準点のうち主要な地点(主に支川流末)で年1回測定。

(4) その他の項目(陰イオン界面活性剤等8項目)

年4～12回測定。

(5) ダム湖調査項目(オルトリン酸態リン、クロロフィルa)

年4回測定。

(6) 要監視項目(トルエン等29項目)

環境基準点で原則年1回測定。

クロロホルム等水生生物保全に係る6項目は年1回測定。

● 地下水

(1) 概況調査

健康項目と要監視項目について年1回測定。

(2) 継続監視調査

超過した項目及び必要に応じて関連項目について年1回測定。

4. その他

● 公共用水域の底質調査

- ・大和川水系の主要な22地点(主に支川流末)で年1回測定
- ・淀川水系の鷺千代橋及び白砂川流末で年1回測定
- ・布目ダム湖及び室生ダム(県水取水口)で年1回測定
- ・芳野川で年4回測定